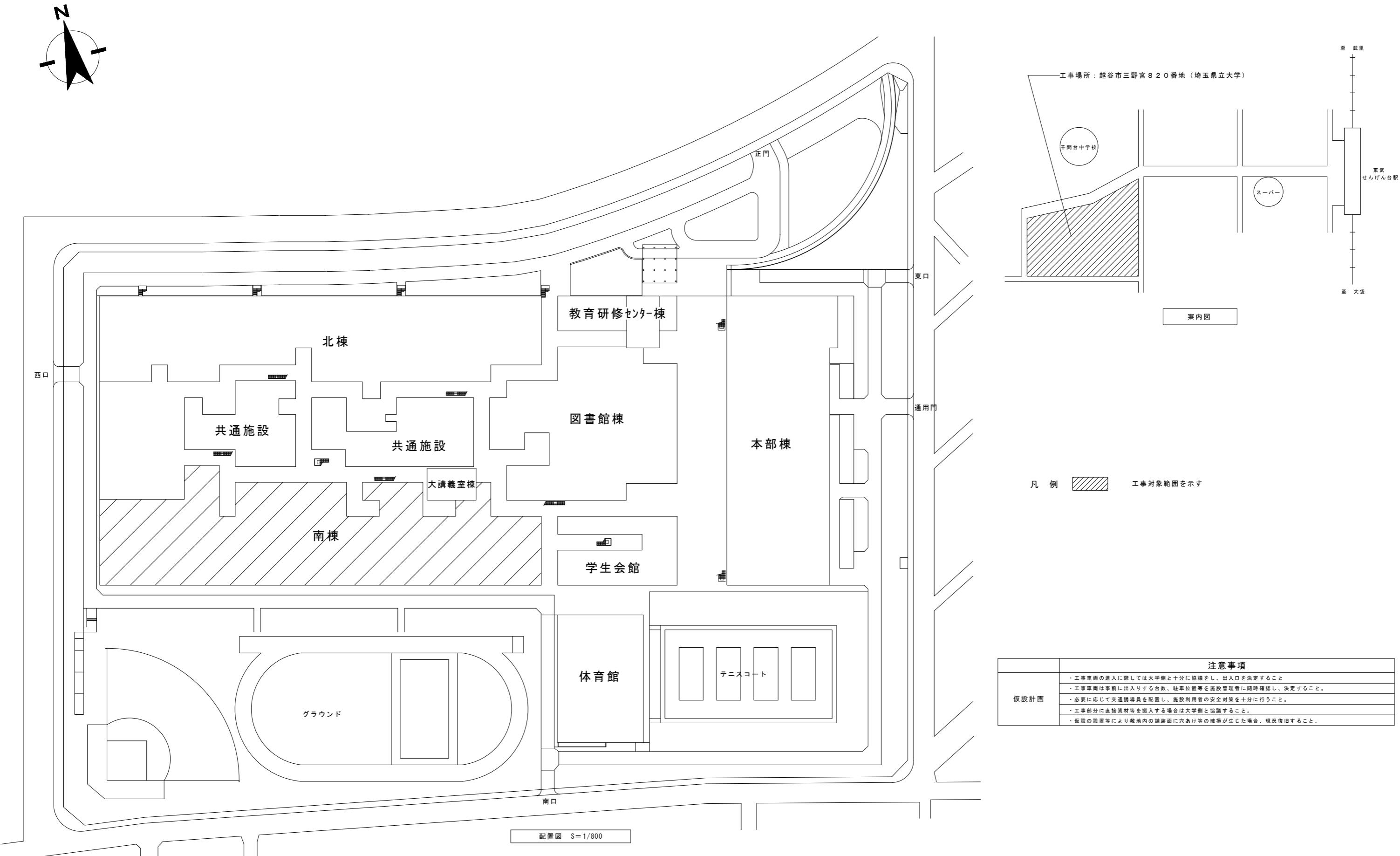


19 埼玉県立大学南棟4階ロールスクリーン設置工事

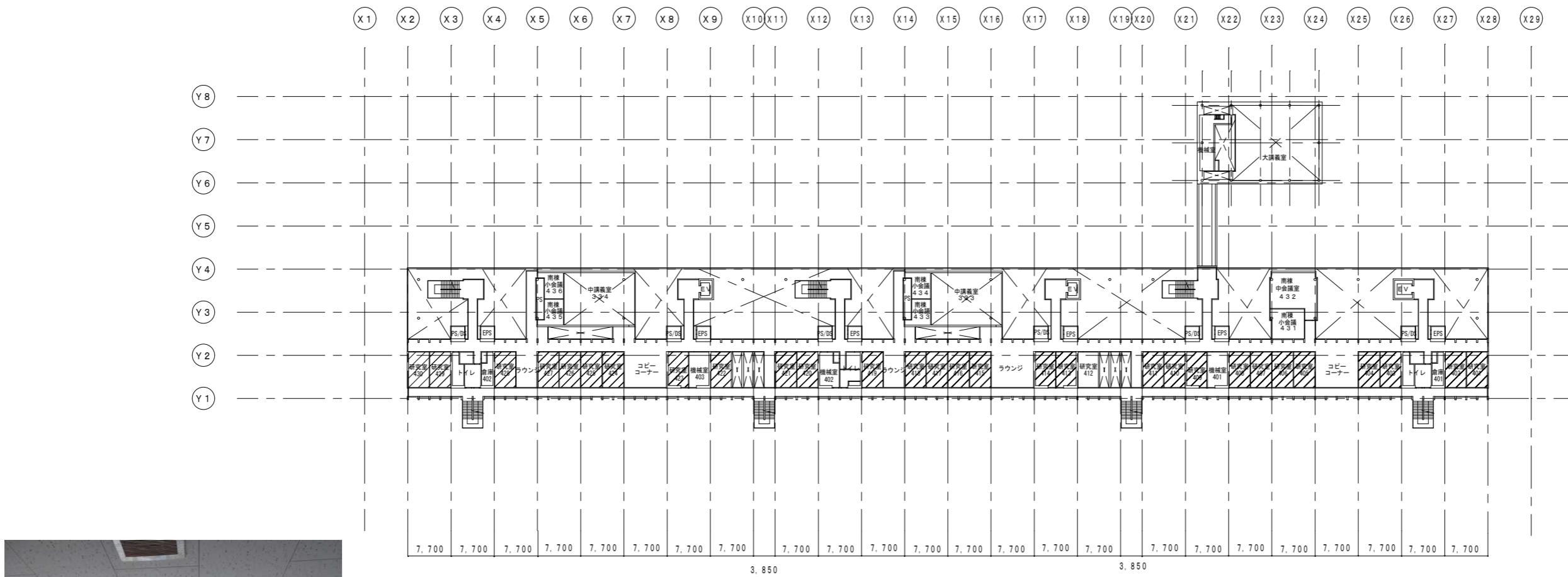
図面リスト

図番	種目	図面名称	縮尺	
A-00	共通	表紙・図面リスト	A1 : N. S.	A3 : N. S.
A-01	共通	特記仕様書	A1 : N. S.	A3 : N. S.
A-02	共通	案内図・配置図	A1 : 1/800	A3 : 1/1600
A-03	南棟	4階平面図	A1 : N. S.	A3 : N. S.

工事名	19 埼玉県立大学南棟4階ロールスクリーン設置工事	章	項目	特記事項																																																																																					
<p>特記仕様書</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 埼玉県越谷市三野宮820</p> <p>2. 敷地面積</p> <p>3. 工事種目 内装改修工事 (建物概要)</p> <p>4. 工事内容 南棟4階研究室(29室)へのロールスクリーンの設置</p> <p>5. 工期</p> <table border="1"> <tr> <td>契約工期</td> <td>契約日から2019年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>共仮設費率の算定に用いる工期</td> <td>平成年月日から平成年月日まで</td> </tr> <tr> <td>主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</td> <td>平成年月日から平成年月日まで</td> </tr> <tr> <td>現場代理人の現場への常駐を要しない期間</td> <td>平成年月日から平成年月日まで</td> </tr> <tr> <td>現場施工期間</td> <td>平成年月日から平成年月日まで</td> </tr> </table> <p>6. 工事範囲</p> <p>※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。 ※「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。 ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>工事種目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 仮設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 防水改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 外壁改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 建構改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 内装改修工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 塗装改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 耐震改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 環境配慮改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 鉄筋工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 コンクリート工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>II 建築改修工事仕様</p> <p>(1) 質問回答書、本特記仕様書(改修)及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特許共通仕様書(国土交通大臣官房官房庁監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」及び国土交通大臣官房官房庁監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」による。</p> <p>(2) 本特記仕様書の表記 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、○印の付いたものを適用する。 ○印と○印の付いた場合は、共に適用する。 ○印と○印の付いた場合は、○印のみを適用する。 3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」(以下「改修標準仕様書」という)の当該項目、当該図表を示す。 5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」(以下「標準仕様書」という)の当該項目、当該図表を示す。 6) 製造所名は、五十音順として「株式会社」等の記載を省略する。また、〔 〕内には製品名を示す。 7) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成29年2月7日閣議決定)」(以下「グリーン購入法基本方針」)による特許調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 なお、○印は設計図書で定めのある品目を示す。 8) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。</p>									契約工期	契約日から2019年7月31日まで	共仮設費率の算定に用いる工期	平成年月日から平成年月日まで	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	平成年月日から平成年月日まで	現場代理人の現場への常駐を要しない期間	平成年月日から平成年月日まで	現場施工期間	平成年月日から平成年月日まで	工事種目				工事項目				2 仮設工事				3 防水改修工事				4 外壁改修工事				-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁				-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁				-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁				-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁				5 建構改修工事				6 内装改修工事	○			7 塗装改修工事				8 耐震改修工事				9 環境配慮改修工事				10 鉄筋工事				11 コンクリート工事				章	項目	特記事項				
契約工期	契約日から2019年7月31日まで																																																																																								
共仮設費率の算定に用いる工期	平成年月日から平成年月日まで																																																																																								
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	平成年月日から平成年月日まで																																																																																								
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	平成年月日から平成年月日まで																																																																																								
現場施工期間	平成年月日から平成年月日まで																																																																																								
工事種目																																																																																									
工事項目																																																																																									
2 仮設工事																																																																																									
3 防水改修工事																																																																																									
4 外壁改修工事																																																																																									
-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁																																																																																									
-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁																																																																																									
-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁																																																																																									
-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁																																																																																									
5 建構改修工事																																																																																									
6 内装改修工事	○																																																																																								
7 塗装改修工事																																																																																									
8 耐震改修工事																																																																																									
9 環境配慮改修工事																																																																																									
10 鉄筋工事																																																																																									
11 コンクリート工事																																																																																									
① 一般共通事項	① 通用基準等	・建築工事標準詳細図(国土交通大臣官房官房庁監修 平成28年版) ・埼玉県建築工事実務要覧																																																																																							
	② 条件明示事項	※火災保険等(種類: 期間: 工事完成期日後14日を含む期間) [1.1.3]																																																																																							
	③ 工事実績情報の登録	※行う・行わない [1.1.4] [1.1.8]																																																																																							
	4 通用区分	・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。(1.2.2) ・風圧力 風速(V ₀ = m/s) 地表面粗度区分(・I・II・III・IV) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表()																																																																																							
	5 電気保安技術者	※適用する [1.3.3]																																																																																							
	⑥ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律(S63第91号)に定める行政機関の休日以外 [1.3.5] ○各研究室の教員等との調整による。																																																																																							
	⑦ 発生材の処理等	○構外搬出適正処理 ・引き渡しを要するもの(図示) [1.3.12] [1.1.13]																																																																																							
	⑧ 環境への配慮	注 a) 発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。 b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。 c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)(以下「建設サイクル法」という)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。																																																																																							
	⑨ 材料の品質等	建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④)を満たすものとする。 ① 合板、木質系フレーリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の資材建具、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルヒドヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤(タル酸ジカルボン酸ジ-2-エチルヘキシル等を含しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた建具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルヒドヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。																																																																																							
	⑩ 県産品の使用	本工事に使用する材料等は、設計図面に定める品質及び性能と同様以上のものを使用する。ただし、製造業者等が指定されている場合に同様以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。 材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明による資格又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的に供給が可能であること (4) 会員登録を完結する認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基準方針の判断の基準に従い、あらかじめ木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書を、監督員に提出する。																																																																																							
11 技能士	受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。 [1.4.2]																																																																																								
12 予備材料の名称と数量	次の材料を予備材料として工事完成時に納入する。 ※監督員の指示による																																																																																								
⑬ 完成図等	完成図(製本) [1.6.1] [1.6.3~5] [1.8.1] [1.8.2] [1.8.3] [表1.8.1] 完成図(電子化媒体) ※二つ折り(A3版) 製本、1部 ※二つ折り(A1版) 製本を1部提出 保証書 防水工事																																																																																								
⑭ 工事写真	防水工事以外 埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 [1.6.2] [1.6.6] ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領により作成 CD-Rを1部提出) ○対象外 写真アルバムの提出 ○行う(1部)・行わない																																																																																								
15 完成写真	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 [1.6.2] [1.6.6] ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領により作成 CD-Rを1部提出) ・対象外 写真アルバムの提出 ○行う(1部)・行わない 分類・規格 ※カラーキャビネ版 撮影個所 埼玉県建築工事写真作成要領別表4 ・外部() 内部() ・外観正面() 着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する 撮影者は建築完成写真撮影の実績のある業者とし、監督員の承諾を受けること フィルムを使用した場合、フィルム原版は撮影業者の保管とする。																																																																																								
16 施設CADデータの更新	※行う																																																																																								
17 施設使用マニュアルの作成	※2部 注 工事目的的の引渡しに際しては、建物を構成する部分で通常取扱いに注意を要するものについては、その使用方法について解説したマニュアルを作成し、施設を管理することとなる者へ引き渡す。																																																																																								
18 その他	※建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。																																																																																								
① 仮設工事	① 足場その他 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場 ○設置する(※脚立、足場板等)・設置しない ・外部足場 ○設置する()・設置しない 防護シート・設置する 材料、撤去材等の運搬方法 種別(・A種・B種・C種・D種) C種: 利用可能なエバーテー(・図示)・ D種: 利用可能な段階(・図示) ② 既存部分の養生 1) 养生の方法等 ・既存部分 养生の方法(※ビニルシート等、合板等) ・既存設備等 养生の方法(※ビニルシート等) ・既存プライド、カーテン等 养生の方法(・ビニルシート等) ・備品、机、ロッカ等の移動(・図示) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ③ 仮設間仕切 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所・図示 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 種別 下地 仕上げ 塗装 充填材 ・A種 木 せっこうボード(9.5mm) なし ※有り ・B種 軽量鉄骨 (9.0mm) 片面 ※C種 単管 防炎シート 充填材: グラスワール32K(厚:50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 充填材 ※木製 合板強り程度 なし ※有り ・ 片面 なし 充填材: グラスワール32K(厚:50mm以上) ④ 工事概要案内板 ※設置する ○設置しない 規格・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設 m ² ※設置しない(下記備品のみ用意する) 備品(・各分相当) ・机・椅子・書棚・黒板・製図板等・掛時計・案内計・長靴 ・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・軍手・衣類ロッカー ・冷暖房機器・消火器・湯沸器・茶器・掃除用具・電話機 ・FAX・電子メール通信機器・スキャナー・プリンター ⑤ 監督員事務所 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ・設置する ⑥ 工事用水 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ・設置する ⑦ 工事用電力 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ⑧ 工事用搬入路 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ⑨ 仮囲い ・設置する ○必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による ⑩ 交通誘導員 仕様 ※図示 ⑪ 快適トイレ 仕様 ※図示 ⑫ ロールスクリーン 材種 操作方法 透光性 寸法(mm) 取付箇所 備考 ・ポリエチレン 電動式 1級 ○図示 ・スプリング式 2級 ・チェーン式 3級 卷取りパイプ、ウェイバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。 操作コードは、既存プライドと同じ側に設置するものとする。 (20.2.13)																																																																																								
13 完成図等																																																																																									
14 工事写真																																																																																									
15 完成写真																																																																																									
16 施設CADデータの更新																																																																																									
17 施設使用マニュアルの作成																																																																																									
18 その他																																																																																									
① 仮設工事	① 足場その他 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場 ○設置する(※脚立、足場板等)・設置しない ・外部足場 ○設置する()・設置しない 防護シート・設置する 材料、撤去材等の運搬方法 種別(・A種・B種・C種・D種) C種: 利用可能なエバーテー(・図示)・ D種: 利用可能な段階(・図示) ② 既存部分の養生 1) 养生の方法等 ・既存部分 养生の方法(※ビニルシート等、合板等) ・既存設備等 养生の方法(※ビニルシート等) ・既存プライド、カーテン等 养生の方法(・ビニルシート等) ・備品、机、ロッカ等の移動(・図示) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ③ 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 充填材 ※木製 合板強り程度 なし ※有り ・ 片面 なし 充填材: グラスワール32K(厚:50mm以上) ④ 工事概要案内板 ※設置する ○設置しない 規格・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設 m ² ※設置しない(下記備品のみ用意する) 備品(・各分相当) ・机・椅子・書棚・黒板・製図板等・掛時計・案内計・長靴 ・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・軍手・衣類ロッカー ・冷暖房機器・消火器・湯沸器・茶器・掃除用具・電話機 ・FAX・電子メール通信機器・スキャナー・プリンター ⑤ 監督員事務所 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ・設置する ⑥ 工事用水 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ・設置する ⑦ 工事用電力 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ⑧ 工事用搬入路 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) ※図示 ⑨ 仮囲い ・設置する ○必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による ⑩ 交通誘導員 仕様 ※図示 ⑪ 快適トイレ 仕様 ※図示 ⑫ ロールスクリーン 材種 操作方法 透光性 寸法(mm) 取付箇所 備考 ・ポリエチレン 電動式 1級 ○図示 ・スプリング式 2級 ・チェーン式 3級 卷取りパイプ、ウェイバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。 操作コードは、既存プライドと同じ側に設置するものとする。 (20.2.13)																																																																																								
13 完成図等																																																																																									
14 工事写真																																																																																									
15 完成写真																																																																																									
16 施設CADデータの更新																																																																																									
17 施設使用マニュアルの作成																																																																																									
18 その他																																																																																									
① 仮設工事	① 足場その他 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場 ○設置する(※脚立、足場板等)・設置しない ・外部足場 ○設置する()・設置しない 防護シート・設置する 材料、撤去材等の運搬方法 種別(・A種・B種・C種・D種) C種: 利用可能なエバーテー(・図示)・ D種: 利用可能な段階(・図示) ② 既存部分の養生 1) 养生の方法等 ・既存部分 养生の方法(※ビニルシート等、合板等) ・既存設備等 养生の方法(※ビニルシート等) ・既存プライド、カーテン等 养生の方法(・ビニルシート等) ・備品、机、ロッカ等の移動(・図示) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ③ 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 充填材 ※木製 合板強り程度 なし ※有り ・ 片面 なし 充填材: グラスワール32K(厚:50mm以上) ④ 工事概要案内板 ※設置する ○設置しない 規格・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設 m ² ※設置しない(下記備品のみ用意する) 備品(・各分相当) ・机・椅子・書棚・黒板・製図板等・掛時計・案内計・長靴 ・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・軍手・衣類ロッカー ・冷暖房機器・消火器・湯沸器・茶器・掃除用具・電話機 ・FAX・電子メール通信機器・スキャナー・プリンター ⑤ 監督員事務所 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償) 構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償)<																																																																																								



	公立大学法人 埼玉県立大学	局長	副局長	部長	課長	担当	日付	工事名称 19 埼玉県立大学南棟4階ロールスクリーン設置工事	図面No.
								縮尺 A1:1/800 A3:1/1600	案内図 A-02 180401



参考 研究室 412 写真

<凡例>



: 工事箇所 (29室)

研究室 401～411 (11室)

研究室 413～430 (18室)

※研究室 412 は設置済

<仕様>

大型ロールスクリーン (遮熱タイプ)

生地 : ウィンディ (タチカワ) 同等品とする。

寸法等 : H=3,200、W=1780 、 1室2台の設置とする。

既存ブラインドは、存置とする。

註記	公立大学法人 埼玉県立大学	局長	副局長	部長	課長	担当	工事名	19 埼玉県立大学南棟 4 階ロールスクリーン設置工事			年月日	No.		
								図面名 4 階平面図						
								縮尺 A1:N.S. A3:N.S.						